

申 出 書

2010年3月5日

無国籍ネットワーク

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 22-17 - 2 階

TEL : 03-6416-0560 FAX : 020-4623-2705

代表 陳 天璽

わたしたち「無国籍ネットワーク」は、日本における無国籍者に対して、様々な情報提供を行い、無国籍者を支援するネットワークづくりを心がけるとともに、無国籍に関する理解を深めるため、各種イベント・勉強会などを行っている団体です。当ネットワークでは、当事者（無国籍者）も多く集っておりますが、彼らは日々、法的地位、生活上の問題を抱えて日本での生活を余儀なくされています。

国際社会では、1960年に「無国籍者の地位に関する条約」が発効して以来、2009年10月までに65ヶ国が加入していますが、日本は未加入です。こうした状況に鑑み、第4次出入国管理基本計画では、ぜひ「無国籍者」に関する方針を入れていただきたいと思ひ、以下、提案させていただきます。

記

1 日本には、無国籍者（世界中のどの国からも国民として認められていない者、及び法律上国民としての地位を与えられているとしても、事実上国籍を証明できない等により国民としての扱いを受けていない者）が大勢居住している。平成17年（2005年）の国籍調査によれば「無国籍・不詳」の者は11万9289名であり、一方平成18年（2006年）の在留資格別外国人の内枠によると無国籍者は1717人となっている。

2 無国籍者に関する統計上の大きな相違からもわかるように、日本政府は、無国籍者に関する認定方法を制度化していない。国籍の認定は、当事者の重大な利益不利益に関わることからすれば、正確でなくてはならない。特に、いずれの国籍も持たない無国籍者であることの認定は、部署ごとに分断された現行の方式ではなく、正確かつ統合された方式によってこれを行うべきである。

3 インドシナ難民の両親を持つタイで出生したベトナム難民二世の無国籍者などは、正規の旅券をもって日本に入国していないことにより、退去強制事由に該当するとして退去

強制手続きが開始されたとしても、結局、どの国にも受け入れてもらえず、日本において不安定な生活を強いられている。このような者が収容されれば、収容は長期化することが多い。

4 また、無国籍者は、自身の経歴が複雑であることから、自分自身も無国籍であることを認識していないことさえあり、退去強制先の決定については慎重に判断されるべきである。先日、東京地方裁判所民事第 38 部において言い渡された無国籍者に関する裁判の判決では、送還先の決定につき当事者に対して十分に説明されていなかったことなどが言及されており、無国籍者に対する退去強制令書の発付処分が取り消された（平成 22 年 2 月 19 日、東京地裁判決）。

5 無国籍者は、どの国からも国民として扱われないことから、あらゆる資源、権利を享受することが出来ず、非常に困難な立場におかれている。加えて、日本は、無国籍に関する 2 つの条約（無国籍者の地位に関する条約、無国籍の削減に関する条約）に参加していない。

6 日本国は、無国籍に関する条約に参加し、無国籍に関する理解を深めるべきである。日本国内における無国籍概念の明確化が促され、精確な無国籍者認定の必要性への意識にもつながるであろう。また、日本国も世界の一員として、日本で生活を営んでいる無国籍者に対し、必要なサービス、社会保障にアクセスできるよう環境を整えるべきである。さらに、日本で在留が長期化している無国籍者に関しては、その在留につき、特別な配慮をするべきである。

以 上